

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 9 号

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例 (昭和 38 年瀬戸市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(遺族の範囲及び順位)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>— <u>配偶者 (届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)</u></p> <p>— <u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの</u></p> <p>— <u>前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</u></p> <p>— <u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの</u></p> <p>2 <u>この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合におい</u></p>	

て、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

— 職員を故意に死亡させた者

— 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 <省略>

(一般の退職手当)

第2条の4 <省略>

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 <省略>

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額と

(退職手当の支払)

第2条の2 <省略>

(一般の退職手当)

第2条の3 <省略>

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 <省略>

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

する。

から まで <省略>

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 <省略>

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

から まで <省略>

(退職手当の調整額)

第7条の4 <省略>

2及び3 <省略>

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整

から まで <省略>

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 <省略>

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第10条第3項又は第15条の4の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第10条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

から まで <省略>

(退職手当の調整額)

第7条の4 <省略>

2及び3 <省略>

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整

額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

— 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

— 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

— 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

— 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 <省略>

（一般の退職手当の額に係る特例）

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

から まで <省略>

額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

— 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 <省略>

（一般の退職手当の額に係る特例）

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

から まで <省略>

2 <省略>

(勤続期間の計算)

第8条 <省略>

2 <省略>

3 職員が退職した場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 <省略>

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第22条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

2 <省略>

(勤続期間の計算)

第8条 <省略>

2 <省略>

3 職員が退職した場合(第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 <省略>

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第15条の4の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6から8まで <省略>

第10条 削除

(失業者の退職手当)

第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1

6から8まで <省略>

(退職手当の支給制限)

第10条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

— 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

— 地方公務員法第28条第4項の規定により失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

— 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

— 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

— その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で市長が定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1

年（当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他市長の定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。）の期間内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

その者が既に支給を受けた当該退職に係る
一般の退職手当等の額

その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付

年（当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他市長の定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。）の期間内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

その者が既に支給を受けた当該退職に係る
一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第6項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」と

日数」という。)を乗じて得た額

2から4まで <省略>

5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

<省略>

その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6から17まで <省略>

(定義)

第14条 本条から第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

いう。)を乗じて得た額

2から4まで <省略>

5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

<省略>

その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6から17まで <省略>

(遺族の範囲及び順位)

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

— 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

— 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第21条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第21条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が規則で定める機関）をいう。

— 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

— 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

— 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

— 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後に

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

— 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

— 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面によ

する。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第14条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

— 職員を故意に死亡させた者

— 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第15条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第13条の規定による退職手

り、その旨を当該処分を受けるべき者に通知し
なければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知
をする場合において、当該処分を受けるべき者
の所在が知れないときは、当該処分の内容を瀬
戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6
号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するこ
とをもって通知に代えることができる。この場
合においては、その掲示した日から起算して2
週間を経過した日に、通知が当該処分を受ける
べき者に到達したものとみなす。

当の支給を受けている場合においては、同項た
だし書の規定により支給すべき退職手当の額か
ら既に支給を受けた同条の規定による退職手当
の額を控除するものとする。この場合におい
て、同項ただし書の規定により支給すべき退職
手当の額が既に支給を受けた同条の規定による
退職手当の額以下であるときは、同項ただし書
の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般
の退職手当等の額が支払われていない場合にお
いて、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑
事事件に関し起訴をされたときについて準用す
る。

（退職手当の支給の一時差止め）

第15条の2 任命権者は、退職した者に対しま
だ一般の退職手当等の額が支払われていない場
合において、その者の基礎在職期間中の行為に
係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたと
き又はその者から聴取した事項若しくは調査に
より判明した事実に基づきその者に犯罪がある
と思料するに至ったときであって、その者に対
し一般の退職手当等を支給することが、公務に
対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ
円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずる
と認めるときは、一般の退職手当等の支給を一
時差し止めることができる。

2 前項に規定する一般の退職手当等の支給を一
時差し止める処分（以下「一時差止処分」とい
う。）を行う場合には、その旨を書面で当該一
時差止処分を受けるべき者に通知しなければな
らない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をするべき内容を瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

— 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

— 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくな

ったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 一時差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、市長が定める。

(退職手当の返納)

第15条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。

一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額から

これらの規定により算出される金額を控除して得た額

— 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、市長が定める。

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

— 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

— 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

— 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為

に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

— 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由

に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

— 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

— 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

— 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けること

なく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る

一般の退職手当等の額が支払われていない場合
において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該
退職をした者（第1号又は第2号に該当する場
合において、当該退職をした者が死亡したとき
は、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける
権利を承継した者）に対し、第15条第1項に
規定する事情及び同項各号に規定する退職をし
た場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案
して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を
支給しないこととする処分を行うことができ
る。

— 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後
に起訴された場合にあつては、基礎在職期間
中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当
該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

— 当該退職をした者が当該一般の退職手当等
の額の算定の基礎となる職員としての引き続
いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第
29条第3項の規定による懲戒免職処分（以
下「再任用職員に対する免職処分」とい
う。）を受けたとき。

— 当該退職手当管理機関が、当該退職をした
者（再任用職員に対する免職処分の対象とな
る者を除く。）について、当該退職後に当該
一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職
員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職
等処分を受けるべき行為をしたと認めたと
き。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした
者（死亡による退職の場合には、その遺族）が
当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を
受ける前に死亡したことにより当該一般の退職
手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を

含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 瀬戸市行政手続条例(平成9年瀬戸市条例第16号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受

給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

— 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

— 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

— 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 瀬戸市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第19条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第15条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 瀬戸市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項まで

に規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する瀬戸市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当

額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は

一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第15条第2項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 瀬戸市行政手続条例第3章第2節の規定は、

前項において準用する第18条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第21条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、退職手当審査会を置く。

2 退職手当管理機関は、第17条第1項第3号若しくは第2項、第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第17条第2項、第19条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、市長が規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場

<p>合等における退職手当の不支給)</p> <p>第22条 職員が退職した場合(第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 <省略> (この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第23条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。)附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6から8まで <省略></p>	<p>(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)</p> <p>第15条の4 <省略> (この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。)附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6から8まで <省略></p>
--	--

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和42年瀬戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 <u>退職をした者が次のいずれかに該当するとき</u> <u>は、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部</u> <u>又は一部を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>3 <u>在職期間中に地方公務員法第29条の規定に</u> <u>よる懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと</u> <u>認められる者に係る退職手当については、管理</u> <u>者が定める手続を経て、支払われる前にあって</u> <u>はその支給を制限し、支払われた後にあっては</u> <u>返納又は納付させることができる。</u></p> <p>4 <省略></p> <p>5 勤続期間12月以上(雇用保険法(昭和49 年法律第116号)第23条第2項に規定する 特定受給資格者に相当するものにあつては、6 月以上)で退職した職員(次項又は第7項(た だし書を除く。)の規定に該当する者を除 く。)が退職の日の翌日から起算して1年(当 該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他管理 者が定める理由により引き続き30日以上職業 に就くことができない者が、管理者にその旨を 申し出た場合には、当該理由により職業に就く ことができない日数を加算するものとし、その 加算された期間が4年を超えるときは、4年と する。)の期間内に失業している場合におい て、その者が同法に規定する基本手当の額に達 する退職手当の支給を受けていないときは、そ の差額に相当する金額を同法の規定による基本 手当の支給の条件に従い、退職手当として支給 する。</p> <p>6 <省略></p> <p>7 <省略></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 <u>退職手当は、次の各号のいずれかに該当する</u> <u>者には支給しない。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 勤続期間12月以上(雇用保険法(昭和49 年法律第116号)第23条第2項に規定する 特定受給資格者に相当するものにあつては、6 月以上)で退職した職員(次項又は第6項(た だし書を除く。)の規定に該当する者を除 く。)が退職の日の翌日から起算して1年(当 該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他管理 者が定める理由により引き続き30日以上職業 に就くことができない者が、管理者にその旨を 申し出た場合には、当該理由により職業に就く ことができない日数を加算するものとし、その 加算された期間が4年を超えるときは、4年と する。)の期間内に失業している場合におい て、その者が同法に規定する基本手当の額に達 する退職手当の支給を受けていないときは、そ の差額に相当する金額を同法の規定による基本 手当の支給の条件に従い、退職手当として支給 する。</p> <p>5 <省略></p> <p>6 <省略></p>
--	---

<p>8 前3項に定めるもののほか、<u>第5項又は前項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>7 前3項に定めるもののほか、<u>第4項又は第6項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例及び瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで <省略></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職を</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで <省略></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当</p>

<p>し、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p>	<p>に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p>
--	--

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年瀬戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p>

(昭和48年瀬戸市条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。)附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年瀬戸市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。)附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第29号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第40号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 <省略>

(昭和48年瀬戸市条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。)附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年瀬戸市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。)附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第29号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第40号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 <省略>